

発議第4号

米原市議会会議規則の一部を改正する規則について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項および米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和3年3月8日提出

米原市議会議長 松 宮 信 幸 様

議会運営委員会委員長 北 村 喜代隆

提案理由

米原市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の新規制定に伴い、当該条例による長期欠席に係る届出が提出されている場合は、会議規則第2条および第91条に係る欠席の届出が提出されたものとみなす取扱いとする。また、同条中、欠席の事由について、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のために会議を欠席等しなければならない場合を追加する。さらに、第139条の規定中、請願書への請願者の押印について、署名または記名押印に改めるため、この案を提出するものである。

米原市議会会議規則の一部を改正する規則

米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公務、疾病、出産その他事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条に次の2項を加える。

2 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

3 米原市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例（令和 年米原市条例第 号。以下「議員報酬等特例条例」という。）第3条第1項の規定に基づく長期欠席に係る届出を提出している場合は、前2項の届出を提出したものとみなす。

第91条第1項中「公務、疾病、出産その他事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条に次の2項を加える。

2 委員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

3 議員報酬等特例条例第3条第1項の規定に基づく長期欠席に係る届出を提出している場合は、前2項の届出を提出したものとみなす。

第139条第1項中「、請願者の住所および氏名（法人の場合にはその名称および代表者の氏名）」を「および請願者の住所」に、「押印」を「署名または記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称および所在地を記載し、代表者が署名または記名押印をしなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

米原市議会会議規則新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>欠席し、遅刻し、または早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>米原市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例（令和 年米原市条例第 号。以下「議員報酬等特例条例」という。）第3条第1項の規定に基づく長期欠席に係る届出を提出している場合は、前2項の届出を提出したものとみなす。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、出産その他事故のため</u>欠席し、遅刻し、または早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席の事由について、全国市議会議長会の標準市議会会議規則の改正が行われたことに伴い、育児、看護、介護、配偶者の出産補助を加え、合わせて文言の修正を行う。
<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>欠席し、遅刻し、または早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>委員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出すること</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、出産その他事故のため</u>欠席し、遅刻し、または早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・米原市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例第3条第1項の規定に基づく長期欠席に係る届出が提出されている場合は、この規則に定める欠席の届出が提出されたものとみ

<p>ができる。</p> <p><u>3 議員報酬等特例条例第3条第1項の規定に基づく長期欠席に係る届出を提出している場合は、前2項の届出を提出したものとみなす。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日および<u>請願者の住所</u>を記載し、<u>請願者が署名または記名押印</u>をしなければならない。</p> <p><u>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称および所在地を記載し、代表者が署名または記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所および氏名(法人の場合にはその名称および代表者の氏名)</u>を記載し、<u>請願者が押印</u>をしなければならない。</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>	<p>なす取扱いとする。</p> <p>・ 請願書提出要件について、全国市議会議長会の標準市議会会議規則の改正が行われたことに伴い、請願者の押印を請願書の提出要件としていたものを請願者の署名または記名押印に改め、合わせて請願書の提出者について、個人と法人の場合を別に定めるものとする。</p>
--	--	--